

# フローティングドック規則

フローティングドック規則

2022 年 第 2 回 一部改正

2022 年 12 月 27 日 規則 第 88 号

2022 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

2022 年 12 月 26 日 国土交通大臣 認可

**ClassNK**  
一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (\*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2022年12月27日 規則 第88号  
フローティングドック規則の一部を改正する規則

「フローティングドック規則」の一部を次のように改正する。

## 2章 船級検査

2.5 として次の1節を加える。

### 2.5 その他

#### 2.5.1 遠隔検査による船級検査

船級維持検査における検査の方法にあつては、検査員立会による現場での検査方法を原則とするが、鋼船規則 B 編附属書 1.5.3「遠隔検査による船級維持検査」の要件に従うことを条件に、通常の検査方法と異なる検査方法で行うことを認める場合がある。ただし、国際条約に規定される事項又は主管庁より指示がある場合にあつては、主管庁の了承が得られた場合に限る。

### 附 則

1. この規則は、2023年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった遠隔検査については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。